# 令和5年第3回甲良町議会臨時会会議録

令和5年2月6日(月曜日)

## ◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第2号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改

正する条例

第4 議案第3号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき、議決を

求めることについて

第5 議案第4号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第9号)

第6 大滝山林組合議会議員の選挙

追加1-1 議長の辞職許可について

追加2-1 議長の選挙について

追加2-2 議席の変更について

追加3-1 副議長の辞職許可について

追加4-1 副議長の選挙について

追加5-1 予算・決算常任委員会委員の辞任について

追加5-2 議会運営委員会委員の辞任について

追加5-3 議会広報特別委員会委員の辞任について

追加5-4 議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任について

追加6-1 予算・決算常任委員会委員の選任について

追加7-1 議会運営委員会委員の選任について

追加7-2 議会広報特別委員会委員の選任について

追加7-3 議会改革調査・検討特別委員会委員の選任について

### ◎会議に出席した議員(11名)

1番	小	森	正	彦	2番	尚	田	隆	行
3番	Щ	田		充	4番	Щ	田	裕	康
5番	野	瀬	欣	廣	6番	阪	東	佐智	冒男
7番	宮	嵜	光	_	8番	丸	Щ	恵	_
9番	木	村		修	10番	西	澤	伸	明
_		1	T.a						

## 11番 建 部 孝 夫

### ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町 長 野 瀬 喜久男 教 育 長 青 山 繁 総務課長 中村 康之 教育次長 中 川雅 博 企画監理課長 総務課参事 熊谷 裕 村 茂 典 田 克 英 産業課長 総務課長補佐 岩 平 西村 瀬 龍 保健福祉課長 志保美 山崎

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長橋本浩美 割 記 山脇理恵

(午後 1時45分 開会)

○宮嵜議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和5年第3回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 西澤議員、1番 小森議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告、並びに提案説明を求めます。

野瀬町長。

○野瀬町長 本日、令和5年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

1つ目の報告は、公有民営化事業についてであります。

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会で協議を重ね、今後の近江鉄道線の 在り方に関する合意書が、令和3年4月26日に滋賀県知事、鉄道沿線10 市町長、近江鉄道社長とで交わされ、取組を進めております。

1つに、令和6年度から公有民営の上下分離方式に移行すること、2つに、県と沿線市町で施設管理団体を設立することが合意書の中身であります。

この合意に基づき、このたび、県と沿線10市町との協議が煮詰まり、鉄道管理団体の設立総会が令和4年12月27日に開催をされ、鉄道施設と車両を保有する一般社団法人近江鉄道線管理機構の第三者事業者が設立をされました。

令和6年度上下分離のスタートに向け、令和5年4月から第三者事業者に 職員を配置して、本格的な準備が進められていくことになります。

2つ目は、地方交付税の特別交付税の要望活動についてであります。

1月18日から19日にかけて、甲良町と豊郷町で組織する滋賀県二町連

絡協議会で、1月19日から20日は、旧同和地区人口比率20%以上の国内12団体で組織をする人権問題解決のための財政対策全国協議会で、特別交付税について、総務省大臣官房の総務大臣、副大臣に、総務省自治財政局の自治財政局長、審議官、財政課長に配分拡大の要望を行い、県選出国会議員にも支援のお願いをいたしました。

滋賀県には、2月2日、滋賀県知事、総務部、土木部に、本庁への加重配 分の要望活動を行いました。

そのほか、1月29日は、文化財防火デー訓練として、国の重要文化財に 指定をされている尼子の甲良神社において、彦根市消防署と甲良町消防団合 同の文化財火災防御訓練が行われました。

2月2日は、第15回中学生議会が開催をされ、12人の中学生議員が一般質問をし、町の課長補佐職が答弁をいたしました。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明 申し上げます。

議案第2号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例で、財産の減額譲渡または譲与を行う場合、地方自治法第96条第1項第6号により、譲渡契約の締結は議決事項であります。

地域改善対策事業等での町有残地の譲渡を進めているところであり、いわゆる三角地など隣地所有者に限定譲渡する場合についてなどについては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例ですることができるよう、条例の一部を改正したいものであります。

議案第3号は、甲良町サブセンターの指定管理者を指定することについて、 地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号は、令和4年度甲良町一般会計補正予算(第9号)で、661万9,000円を増額いたし、総額42億1,540万8,000円とするものであります。

補正内容といたしまして、歳入では、国庫支出金として、出産・子育て応援交付金事業補助金233万3,000円、県支出金として、出産・子育て応援交付金事業補助金58万3,000円、国県補助金について、今議会で議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

繰入金として、財政調整基金繰入金で370万3,000円を増額いたし、 歳出では、社会福祉費として甲良町子育て応援金で147万円、甲良町生活 応援臨時給付金で455万円、農業費として、県営犬上川地区土地改良事業 負担金59万9,000円を追加するものであります。

以上、簡単でございますが、本日提案しました案件について、その概要を 申し上げました。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜ります ようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○宮嵜議長 日程第3 議案第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第2号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の 一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年2月6日。

甲良町長。

**〇宮嵜議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。議案書をおめくりください。財産の交換、譲 与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例であります。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の3号を加える。第5号、昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会またはその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令第2条第2項の規定により、本町に帰属した財産のうち、当該政令の施行前から引き続き自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体が管理しているものを当該自治会に譲与するとき。

第6号、寄附等を受けて町に帰属した財産であって、自治会の用に供する財産を当該自治会に譲与するとき。

第7号、袋地、狭小地、不整形地その他の単独利用困難な土地であって、 当該袋地等に隣接する土地と一体利用することによって利用効率が高まる土 地を当該隣接土地所有者に譲渡するとき。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○宮嵜議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。起立全員です。

よって議案第2号は可決されました。

日程第4 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第3号 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき 議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月6日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

**〇西村産業課長** 甲良町サブセンターの指定管理者の指定につき議決を求める ことについて、議案の次のページをおめくりください。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、公の施設の名称、甲良町サブセンター。
- 2、指定管理者、甲良町大字尼子445番地、甲良町シルバー人材センター理事長、枝村勝太。
- 3、指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

以上です。よろしくお願いします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○宮嵜議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。起立全員です。

よって議案第3号は、可決されました。

続いて日程第5 議案第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第4号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第9号)。 上記の議案を提出する。

令和5年2月6日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

〇村田総務課参事 失礼します。令和4年度甲良町一般会計補正予算(第9号) についてご説明申し上げます。

予算書の方をおめくりください。

甲良町一般会計補正予算(第9号)。

令和4年度甲良町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ661万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,540万8,000円とするものでございます。

1ページの方をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の部。14款 国庫支出金、補正額233万3,000円。15 款 県支出金、補正額58万3,000円。18款 繰入金、補正額370 万3,000円。歳入合計、補正額661万9,000円。

おめくりください。歳出の部でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正額602万円。6款 農林水産業費、1項 農業費、補正額59万9,000円。歳出合計、補正額661万9,000円、合計、歳入歳出とも42億1,540万8,000円とするものでございます。

以上になります。

- **〇宮嵜議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 まず、説明書の7ページのところ、歳出のところですけども、甲良町の生活応援事業の補正額455万の内訳、町が設定をした所得200万以下の方に対する手当ですけども、それの人数分が当初よりも多くなった分なのか、つまり、これ5万円で割りますと、91人分になりますね。それがどうなのかを、これが1点です。

続けて、甲良町の子育て応援金と、それから、全協で配られました資料3

の歳入になった国の制度、これ、国と県と町が持ち合いをしていく。国が3分の2、県が6分の1、甲良町も6分の1という持ち合いをするわけですけども、それとの関係で、既に子育て応援金については、対象者に支給をされた、実行されたやつなのか、それとも、年度に迫っていますので、来るべきは繰越しになっていくものなのか、それとも、もう既に実行されているものなのか、改めて確認をお願いします。

よろしくお願いします。

- 〇宮嵜議長 企画監理課長。
- ○熊谷企画監理課長 91人の内訳を申し上げますと、26人分が当初想定していたよりも確実に支払いが発生する分です。あと65人分につきましては、転入世帯で、こちら甲良町で収入が把握できていない。ですので、申請をいただいて、お支払いする可能性があるというのが65、合計で91となっております。

元々400世帯というふうに見込んでおって予算承認いただいておりまして、400人と見込んでおったのが426で確定値が今出ておって、プラス65が追加の可能性があるといったような状況でございます。

- ○西澤議員 もう一つが抜けている。
- 〇宮嵜議長 教育次長。
- ○中川教育次長 子育で応援金の関係ですが、まず、4月1日に町独自でさせてもらっていまして、何人か申請をいただいています。対象が29人ぐらいありまして、そのうちの何人かは手続をさせてもらってもう支給させてもらっています。その人たちには、10万円にするので、その差額を追って支給させてもらうと。今後まだ払われてない見込みの方については、手続をしていただいたら、10万円払わせてもらうということで、一応4月1日から3月31日まで、今年度いっぱいで、妊娠された方から対象になるので、それも含めて、見込みで35人分の予算を見させてもらっています。

以上です。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 そうすると、執行は、実行されたのは、既に29人分実行されて、 そして、その町の施策の金額よりも国の制度が10万円ですから、その差額、 この差額の支出は、この今回の補正予算には上がってないんですけども、そ の後に計上されるのか、それとも、既に計上されたやつを実行することなの か。
- **〇宮嵜議長** 教育次長。
- **〇中川教育次長** 既に支給された分と、今後支給する分の予算を差引きさせて もらって、今回の補正予算でトータルが上がっていますので、議決いただい

たら、これで全ての対象者に10万円以上払えるというようなことになって おります。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 そうすると、支出の主なものの中に含まれている甲良町子育て応援金の147万の中に入っているということなんですか。つまり、国の制度のやつを甲良町に置き換えて、つまり、財源との関係もありますけども、これはすり替えではないのかというように思いますが、どうなんですか。ちょっと分かりませんので、説明をお願いします。
- 〇宮嵜議長 教育次長。
- ○中川教育次長 すり替えというか当初予算が見ていまして、国の制度ができたので、総支給額が当然増えます。増えますので、対象者に全員払えるように総予算を見ています。ほんで増える。ただ、一般財源の方が甲良町から町独自のときは、町の財源を全部充てる予定でしたが、国なり県の補助金が頂けるので、町の支出するのが6分の1で済むというようなことで、それを数字を精査させてもらったのがこの予算書になっております。
- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。

   建部議員。
- ○建部議員 同じく7ページの家庭支援事業費の中身についての質問をします。 まず、甲良町単独において、この人口減少の中、とりわけ出生率が落ちているというか、出生数が激減をしているその中において、甲良町において、 出産を奨励する意味において出産祝い金というのが創設された。併せて、その子育てに、本来なら就学前までという要求をしていたんですが、取りあえずは3歳までに、各1歳、2歳、3歳ごとに3万円ずつの給付という、そういう制度を創設いたしました。

しかし、今回、形が違って、国が子育て応援交付金という制度をつくる。 これは伴走型相談支援というので、ちょっとこの趣がこの事業の内容が違い ます。しかし、町は、単独で出産奨励の意味も含めた出産祝い金を国の出産 子育て応援交付金に乗り換えて、それで事を済まそうとしている。そういう 姿勢が先ほどの全協の中で明らかになりました。

私は、この人口減少対策の中における出産奨励の意味での出産祝い金と、 国が出している10万円の応援交付金とは質が違う。そういった意味から、 そのことを町単独の出産祝い金をカットして、そして国に乗り換えるんじゃ なくて、これはやはり、町単独の事業は事業として行うべきだというふうに 思うんですが、この予算ではカットされています。

そこで町長にお伺いするんですが、質が違う、そういう町単独で行う出産 奨励の意味の出産祝い金を、その制度を次の補正予算で確保というか、今、 カットした分を戻すということを、そういう予算措置が次回にできるかどうか、そのことをお尋ねします。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 予算計上させてもらっている担当課の説明どおりでございます。 私ども行政サイドでは、カットということではなくて、国の制度で拡充された上乗せ分を支給するという、町単事業の上乗せだというふうに解釈をして、今回予算措置をしているところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

余談になりますが、予算を通していただかないと、この事業、年度末で麻痺することになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇宮嵜議長 建部議員。
- **〇建部議員** 最前の全員協議会のときの説明とは非常に大きく違う。私は今の この答弁はむしろ歓迎なんです。

町長、もう1回確認をします。従来の出産祝い金、出産時、第一子が3万円、5万円、10万というその制度を残したまま、国の10万円制度を上積みするという認識でいいんですか。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 ダブルでの支給ではなくて、出産祝い金、あるいは子育て応援金の、今回の国の制度の10万円を1人当たり上限とするということで、その町の制度は内数ということでございます。
- 〇宮嵜議長 建部議員。
- ○建部議員 説明がころころ変わる。結局は、出産祝い金、そしてから、育児応援金、それらは結局、国が出す10万円の範囲内だったら、出す必要がないと。その国の10万円だけにするという、そういう説明になるんですかね。 最初の町長の説明違ったよ。どうなんですかね。
- 〇宮嵜議長 町長。
- **〇野瀬町長** 説明の仕方がまずければ、訂正させていただきますが、いずれにしても、国の10万円を上限としているところでございます。
- 〇宮嵜議長 建部議員。
- ○建部議員 もう3回超えるんですよね。この説明って本当に分かりますか、皆さん。結局、国の10万円は、違う、あんたに聞いているんじゃないよ、町長に聞いているんだから。この10万円を出せば、町の単独の、仮に出産祝い金、そして、子育て応援金は、10万の範囲内に入りますから、町の単独のやつは支給しないという見解なんですか。
- 〇宮嵜議長 教育次長。
- ○中川教育次長 ちょっと整理しますと、出産祝い金て、生まれたときに払う

お金と、応援金というので払うお金がありまして、この応援金で払うお金は、 今までどおり払います。今、今回上げさせてもらったのは、そのうちの出産 祝い金の方を3万円、5万円、10万円となっていた分のを10万円、10 万円、10万円として払います。応援金の方は、ちょうど単費として残りま すので、それをカットしているわけではありませんという説明だけさせても うときます。

- 〇宮嵜議長 建部議員。
- ○建部議員 結局は、出産祝い金の3万、5万、10万は、結局削るというか、 しないと。その国の10万円いただくことによって、その3万、5万、10 万は支給しないということ。
- 〇宮嵜議長 教育次長。
- ○中川教育次長 いや、3万、5万、10万を国の補助を使って、10万、10万、10万、10万にさせてもらうと。
- ○宮嵜議長 いや、もう3回超えていますので。
- ○建部議員 違うって。だから。
- 〇宮嵜議長 建部議員。
- ○建部議員 すり替えてやっているだけの話、今の。要するに、国の10万を 丸っぽ頂こうと思ったら、町の3万、5万、10万はほかすということ、も うそれは支給しないということ。だから、国の10万円で対応すると。はい、 そういうことやろ。結局は、甲良町における単独の出産奨励金の意味を含め て、この人口減少対策におけるこの祝い金を、その制度を破棄するというこ とになる、そういうことの理解でいいんだよな。
- 〇宮嵜議長 教育次長。
- ○中川教育次長 破棄するという意味ではなくて、補助金がついているので、 その部分は、町の制度を使わせてもらうと。国が補助金を今年度出してくれ るので、その分は国を使わせてもらって、応援金として支給させてもらって いますのは、従来どおりそれはさせてもらうというようなことです。
- ○宮嵜議長 同じ質問ですか。
- ○建部議員 もう分かりました。要するに、町単独の3万、5万、10万という出産祝い金は交付しないと。結局それが、国の、たまたま今国が、形が変わっているんだよ、これ出産子育て応援金というのは、伴走型の相談事業も含めて、それはここには書いてないけど、以前はこれは給付金じゃなかった。うん。多分これはカードか何か金券みたいなもので出す予定をしていた、それを今現金になっているけれども、全然その趣旨というか、内容が違う。出産祝い金とこれと。それをこれにすり替えて、10万補助金が国から出るから、甲良町の単独の出産祝い金はやめますという、そういう話だろう。

- ○西澤議員 議長、別の角度からよろしいですか。
- 〇宮嵜議長 岡田議員。
- ○岡田議員 再度確認したいんですけれども、要は、その制度は残しつつ、今ある、国が指定しているその補助金については活用するけれども、その後もし、国の方のそれがなくなっても継続して、3、5、10をしますという流れでいいですよね。
- 〇宮嵜議長 教育次長。
- 〇中川教育次長 岡田議員のおっしゃるとおりです。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 受ける側から言うたら、端的に言えば、この予算が通れば、町の補助と、それから国の補助が両方ちゃんとプラスアルファでもらえるようになるのか、それとも、それは望めないのか。つまり、その中に併合するわけですから、どっちなんですか。
- 〇宮嵜議長 教育次長。
- ○中川教育次長 もらう側の人から見たら、10万円、10万円、10万円だけです。をもらうだけです。
- ○西澤議員 2つもらうことはできるの。
- **〇中川教育次長** 2つもらうような予算にはしておりません。
- **○宮嵜議長** ほかにありませんか。 丸山議員。
- ○丸山議員 同じような感じで私も1点だけ聞いていきます。

例えば、今皆さん多分聞いておられることは、国の補助金が10万円出るということですが、今まで町としては、3、5、10と出していたと。それを今国の制度と町の制度を合体さすと、13万、15万、20万でこういうような感じになるような、極端に言ったらこんな感じですよね。それはしないという思いで、国の制度のまま10万円、10万円、10万円にして、要は、3万円のとこやったら、国の制度を利用すると7万円頂くね。5万のところやったら5万頂く、10万円とかはそのまま10万円のままでいく、そういう思いでよろしいんですよね。今の説明、次長の説明を聞いていると。それを新たに追加して、3万円のところを13万円、何べんも言いますが、5万円のとこは15万円、10万円のとこが20万円になるということはないという思いでよろしいんですよね。

- **〇宮嵜議長** 教育次長。
- 〇中川教育次長 はい、議員のおっしゃるとおりです。
- 〇丸山議員 分かりました。
- ○宮嵜議長 ほかにありませんか。

阪東議員。

○阪東議員 今、いろんなこう論議あるんですけど、基本的にもらう側からしたら、第二子までは、産んではる方がやっぱり得やと思うんですけど、建部議員が言うたように、やっぱり三子四子と産んでもらうのが、やっぱり甲良出産祝い金ということで段階的に引き上がるというふうな制度をつくりましたんでね。そういった中で、何年もたたんうちに、もうそれやめて、国から来た一律にしめしめという感じではちょっとやっぱり問題があると思うんです。

基本的に、これをもう1回町長の決断で補正をかけてもらう、いったんこれもらわないと損しますので、もらうということにして、あと、やっぱり建部議員が言わったようにもう1回、三子まで、三子産んでほしい、四子産んでほしいという思いを込めて甲良町で設立したものなので、ここら辺をふまえて、もう少し考えていただきたいと思います。

これ、迷っているんですけど、普通否決したいんですけど、これもらわんととんでもない話になるというとこなので、これはちょっと考え直していただきたいというふうに思います。ので、答弁をお願いします。

- 〇宮嵜議長 町長。
- **〇野瀬町長** 何度も行政側から説明している提案でありますので、今のご意見 については、担当課で整理をして、整理をした上で、にお願いします。
- **○宮嵜議長** ほかにありませんか。 山田裕康議員。
- 〇山田裕康議員 やはり私も、出産と子育てという形でなっているので、やっぱりそこら辺がきっちりとしてもらわないと、こちらで決めた出産一時金ですので、子育ては別なので、それだけをしっかりとやるということで、町長、再考してもらえるということでよろしいんですね。そこだけ聞いておきます。これも出してくれるように考えていただくということでよろしいんですね。町独自の。
- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 出すという結論は、今答え出ませんので、担当課で整理をするということでございます。
- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇宮嵜議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この補正予算の元々の考え方がどうなのかという点で評価を下す

必要があるというように思います。

今後、町長がどうするかというやつは、あくまで未知数です。阪東議員にしる、それから、山田議員にしる、気持ちはよく分かります。それで、その言質をもらいたいという点がありますけども、過去の事例からいうと、オーケーを出していた答弁が後でひっくり返るというのが多々あった経過があります。そういう点でも、現この補正予算がどうなのかという点で評価を私は下したいというように思います。

その1つは、現実に町の持ち出し金144万6,000円が減額されるんですよね。その144万6,000円、この金額は甲良町にとって大変苦しい金額なのか、ように見ますと、そうでは決してありません。蓄えの財政調整基金、その他の基金もあります。そういう点でも、甲良町の大きな課題となっている人口減少問題に、ちゃんと甲良町としては予算対応をするんだというメッセージを送る必要があります。

ですから、受ける側から言うたら、町は町で支給し、そして国が新しい制度でできたやつで支給する。これ、支給の制度が、趣旨も全然、建部議員が言われたように全く違うわけですよね。それを合流させて、金額が、国の方が多いから、そこに合流して、甲良町の独自の部分は取り下げるというのは、この予算の組み方としても、大変、どういいますかね、まずいやり方、場合によってはずるい方法だというように私は思います。

ですから、それはできたこの町単独の制度ができた趣旨から見ても、甲良町が独自に直面している問題に、予算上から子育て応援を充実するんだというメッセージを込めてした制度ですし、予算ですから、それは実行するというのがやっぱ本筋だと思いますので、このままの補正予算の考え方のもとになっている分、それから、144万6,000円を減額するという町の、町長の判断、これもやっぱし賛成するわけにいきませんので、反対とさせていただきます。

- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。 建部議員。
- ○建部議員 反対の討論をします。理由は、甲良町が単独でつくっている出産祝い金制度というのは、出産出生率を高める、甲良町でお子さんが沢山生まれてくるという、そういう奨励をする意味でつくられた制度。たまたま今回国が種類は違うけれども10万円の給付事業を出してきたと。それに乗っかって、ずるくも、その中に統合して、甲良町は今日の人口減少対策、一番の元である出生率が低くなっている、それを何とかしようという、そういう思いもなく、それを切り捨てて、町の支給、給付金に乗り換えようとする。私は、先ほど、担当課でもう1回考え直してもらうという町長の先ほどの答弁

には信用ができません。よって、今回のこの案件については反対をします。 続いて、補正予算は1週間以内でもいいです。3月議会の冒頭でもいいで す。とにかく、もう一度補正予算を組み直して、再提出を私は求めて、今回 のこの予算については反対といたします。

- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。

   阪東議員。
- ○阪東議員 今ほど申させてもらったんですけど、やっぱり町長はっきり、そういうような指針というか考えるということを言わはったら、賛成しようと思ってたんですけど、やはり今の状態ではちょっと反対せざるを得んかなというふうに。再度補正を組んでもらって、国からの助成をいかに活かすというふうな点で考えていただきたいというふうに思うので、一応反対とさせていただきます。
- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。 木村議員。
- ○木村議員 私は、賛成をさせていただきたいと思います。それは、今数名の議員さんがおっしゃったことは重々やし、よく理解するし、何か町長の答弁の中で、もう少しはっきりした答弁があったら、みんなその方に思われたんかと思いますが、僕の場合は、先ほど全協のときにセンター長が申された言葉がちょっと頭に残っておりまして、今回、ちょっと金額で言うたら、144万6,000円というふうに、三角になったんですけど、その分は、先へ、後年で考えたいというようなことをセンター長がおっしゃったように思いますので、それをもって、私は賛成をさせていただきたいと思います。
- ○宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇宮嵜議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。起立少数です。

よって議案第4号は、否決されました。

日程第6 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大滝山林組合議会議員に田中章浩氏を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました田中章浩氏を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中章浩氏が大滝山林組合議会議員に 当選されました。

私、このたび、議長の職を辞したく、辞職願を副議長に提出しましたので、 ここで議事の都合により副議長と交代します。

(議長交代)

**〇丸山副議長** それでは、議事を進行します。

議長の宮嵜議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 日程第1 議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、宮嵜議長の退場を求めます。

(宮嵜議長退場)

辞職願を朗読させます。

局長。

〇橋本事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、議長の職を辞したいので、許可賜 りますようお願いします。

令和5年2月6日。

甲良町議会副議長、丸山恵二様。

甲良町議会議長、宮嵜光一。

**〇丸山副議長** お諮りします。

宮嵜議員の議長の辞職の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 異議なしと認めます。

よって、宮嵜議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

宮嵜議員の入場を許可します。

(宮嵜議員入場)

**〇丸山副議長** 議長の辞職が許可されたことにより、ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布したとおり、追加日程のとおり日程を追加して、直ちに議題と することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決 定しました。

追加日程第2 日程第1 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票により行いたいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇丸山副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

**〇丸山副議長** ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、 立会人に1番小森議員、2番岡田議員、3番山田充議員を指名します。 投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

**〇丸山副議長** 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇丸山副議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

**〇丸山副議長** ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。 局長。

(点呼)

(投票)

**〇丸山副議長** 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

**〇丸山副議長** 投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、建部孝夫議員が10票、阪東佐智男議員が1票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、建部議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

#### (議場の閉鎖を解く)

**〇丸山副議長** ただいま議長に当選されました建部議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました建部議員の挨拶があります。

**〇建部議員** まず、宮嵜議員におかれましては、この1年間の議長職、大変ご 苦労さまでございました。議長としての見事な差配ぶりに敬意と感謝を申し 上げます。ありがとうございました。

また、ただいまは、議員各位のご支持ご支援によりまして、議長に当選を させていただきました。ありがとうございます。謹んで承諾をさせていただ きますと同時に、就任をさせていただきます。

さて、議員必携、夕べちょっと目を通していたんですが、その議員必携によりますと、町長は、議会の議決を得た上でもろもろの事務を執行することとされ、独断専行は許されない建前が取られています。町が行ういろいろな事業の執行は、全て議会の議決が必要だということであります。

議会は、その議決については、いかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないかということが書かれています。

議員は、住民の声、願い、要望を聞き、町政に反映させる代弁者であり、 実行者であります。そういうことで、私も町の政治は、住民の福祉を最優先 すべきだと思っております。

そこで議会の使命でございますが、議会だよりの98号、これに、私は町の元気者というので最後の16ページ、裏になるんですが、そこに掲載したことがございます。議会の使命は2つあります。その1つは、町の具体的政策を最終的に決定する。これが議会です。また、議員自身の政策提案で、意見書、決議、ときには議員立法で条例の制定、条例の改正、そして、予算を修正したりして、直接的に政策形成を行うことができると。もう一つは、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、ないしは事業の実施が全て適法適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視する立場にあります。

そこで、議会の使命2つを私たちは、肝に銘じて、その職責をわきまえ、 行動することが要求されています。

この議会本来のあるべき姿、議会の活性化を今後皆様とともに、最近よく 議会改革で使われる言葉があるんですが、自由闊達な議論、闊達という、以 前は活発というような表現を使われていましたが、闊達という、そういう表 現に変わってきています。

闊達とは、度量が大きく、ささいなことにこだわらないというのが闊達です。それを自由闊達な議論を通じて、よりよい議会活動、議会運営ができるように努めてまいりますので、何とぞ、皆様共々にご協力、また、よろしくお願い申し上げまして、私の議長承諾と就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

**〇丸山副議長** それでは、議長と交代します。

建部議長、議席にお願いします。

(議長交代)

○建部議長 それでは、議事を進行します。

追加日程第2 日程第2 議長の選挙に伴い、議席の変更が生じました。 会議規則第4条第3項の規定によりまして、本職において、議席の一部を変 更します。その議席番号及び氏名を局長より報告させます。

- ○橋本事務局長 それでは、議席の変更の報告をいたします。11番宮嵜議員 を7番に、7番丸山議員を8番に、8番木村議員を9番に、9番建部議員 を11番に変更になります。
- **〇建部議長** それでは、場所の交代をお願いします。

しばらく休憩します。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 2時51分 休憩)

○建部議長 引き続き、会議を開きます。

副議長の丸山議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

改めて配布いたしましたとおり、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ち に議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定 いたしました。

追加日程第3 日程第1 副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、丸山副議長の退場を求めます。

(丸山副議長退場)

○建部議長 辞職願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞職願。私こと、このたび一身上の事情により、副議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

令和5年2月6日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会副議長 丸山恵二。

○建部議長 お諮りします。

丸山議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、丸山議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。 丸山議員の入場を許可します。

(丸山議員入場)

**〇建部議長** 副議長の辞職が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

改めて配布いたしましたとおり、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ち に議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定 いたしました。 追加日程第4 日程第1 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇建部議長** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○建部議長 ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会 人、1番小森議員。2番岡田議員。3番山田充議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

**〇建部議長** 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○建部議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。 局長。

(点呼)

(投票)

○建部議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小森議員、岡田議員、山田充議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

○建部議長 選挙の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票ゼロ。有効投票のうち、丸山 恵二議員11票。以上のとおりでした。 この選挙の法定得票数は3票です。したがって、丸山議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

## (議場の閉鎖を解く)

**〇建部議長** ただいま副議長に当選されました丸山議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました丸山議員の挨拶があります。

**〇丸山副議長** 去年に引き続き、今年も皆さんに選んでいただき、本当にありがとうございます。

私たちの任期も今年残すところ1年となりましたが、議会運営と、またいつも私が言っているように、行政の皆さんの声も聞きながら、このまま3月議会を迎えるわけでありますが、また未熟な私でありますが、行政の皆さんも何かパイプ役に私はなりたいと思っておりますので、思いがあって、また直接言えないようなことがあれば、私に一言声をかけていただければなと思います。

そういったわけで、また今年1年どうかよろしくお願いしたいと思います。 ありがとうございました。

**〇建部議長** ここでしばらく休憩します。

(午後 3時02分 休憩)

(午後 3時04分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで議事の都合によりまして、副議長と交代いたします。

(議長交代)

**〇丸山副議長** それでは、議事を進行します。

追加日程第5 日程第1 予算・決算常任委員会委員の辞任について、日程第2 議会運営委員会委員の辞任について、日程第3 議会広報特別委員会委員の辞任について、日程第4 議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任について、併せて4議案を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、建部議長の退場を求めます。

### (建部議長退場)

〇丸山副議長 辞任願を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 辞任願。私事、このたび一身上の事情により、予算・決算常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報特別委員会委員、議会改革調査・検討特別委員会委員を辞したいので、許可賜りますようお願いいたします。

令和5年2月6日。

甲良町議会副議長様。

甲良町議会議長、建部孝夫。

**〇丸山副議長** お諮りします。

追加日程第5 日程第1 建部議長から提出された予算・決算常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。

日程第5 日程第2 建部議長から提出された議会運営委員会委員の辞任 を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。

日程第3 建部議長から提出された議会広報特別委員会委員の辞任を許可 することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。 お諮りします。

日程第4 建部議長から提出された議会改革調査・検討特別委員会委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇丸山副議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

建部議長の入場を許可します。

(建部議長入場)

○丸山副議長 ただいまの4議案については、全て辞任を許可することに決定

しました。

それでは、議長と交代します。

(議長交代)

**○建部議長** 改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに 議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 日程第1 予算・決算常任委員の選任についてを議題とします。

ただいま、予算・決算常任委員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の 規定により、本職において、宮嵜議員を指名したいと思いますが、ご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**〇建部議長** ご異議がありませんので、予算・決算常任委員会委員に宮嵜議員 を選任することに決定しました。

さきの正副議長の選挙により、正副委員長の異動が必要となった委員会に おかれましては、次の休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の 規定により、正副委員長の互選をお願いします。

ここで議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 3時10分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

さきの休憩中に総務民生常任委員会が開催され、委員長の互選が行われました。

その結果、新たに総務民生常任委員会委員長に野瀬議員が互選されましたので、報告します。

ここでお諮りします。

改めて配布いたしました追加日程のとおり日程を追加して、直ちに議題と することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。追加日程のとおり日程を追加して、直ちに

議題とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第7 日程第1 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま議会運営委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において、西澤議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

**〇建部議長** 異議がありませんので、議会運営委員会委員に西澤議員を選任することに決定いたしました。

次に、追加日程第7 日程第2 議会広報特別委員会委員の選任について を議題といたします。

ただいま、議会広報特別委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において、山田充議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

**〇建部議長** 異議がありませんので、議会広報特別委員会委員に山田充議員を 選任することに決定いたしました。

追加日程第7 日程第3 議会改革調査・検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま、議会改革調査・検討特別委員会に1名の欠員が生じました。 お諮りいたします。

議会改革調査・検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条 第4項の規定により、本職において、宮嵜議員を指名いたしたいと思います が、ご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

**〇建部議長** 異議がありませんので、議会改革調査・検討特別委員会に、宮嵜 議員を選任することに決定いたしました。

関係する委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定によりまして、正副委員長の互選をお願いします。

ここで議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後 3時23分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。さきの休憩中に、議会運営委員会、議会改革調査・ 検討特別委員会が開催され、副委員長の互選が行われました。

その結果、新たに副委員長に就任された方をご報告いたします。

議会運営委員会、副委員長に野瀬議員。議会改革調査・検討特別委員会、 副委員長に、阪東議員が互選されましたので、ご報告します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 甲良町議会第3回臨時会閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

本日行政から3議案を提案いたしましたところ、条例の一部改正議案については、可決をいただき、また、指定管理者の指定についても、可決をいただきました。一般会計補正予算(第9号)については否決でありました。出産・子育て応援金の国の制度拡充の制度によって財源更正をして、予算提案をいたしたものであります。国界の補助金申請上、日程的に厳しいものがあります。この件については、後で検討いたしたいと思います。

また、正副議長の選挙が行われました。伴いまして、委員会の一部選任替 えが行われました。本日就任をされました議長、副議長からは、就任の挨拶 で、それぞれ所信が述べられました。

先ほど、新議長から挨拶でお示しいただいたとおり、議会は、町長の執行機関に対して、本町における議事機関、意思決定機関として存在をしております。1つに、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定する。2つに、行政運営が適法、適正、また、公平、効率的に、そして、民主的になされているかを批判し、監視をすること。この2つの使命が挙げられております。議員も町長も町民から選ばれた2元代表として、住民の福祉の増進という大目標に向かって、町民の幸せが実現するまちづくりに私もさらに努力をいたしたいと考えております。

甲良町は、令和4年10月1日に、第三次の財政健全化計画を策定いたしました。また、令和4年12月14日には、甲良町過疎地域持続的発展計画を議会議決をいただきました。過疎地域特別措置法下での過疎対策事業と、財政脆弱化での財政の健全運営をめざした取組が当面の甲良町の最重点であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、本日の議会全員協議会でご意見のありましたご当地ナンバーについてであります。

1月31日が町民へのアンケート期限でありましたので、その速報をご報

告申し上げます。

昨年、彦根市長から湖東圏域4町に対し、自動車のご当地ナンバープレートの導入に向けた呼びかけがあり、本町といたしましては、住民の皆様の声に耳を傾け、実施の是非を定めたいとの思いから、彦根市とともに住民アンケートを去る1月に実施したところであります。

アンケート結果の速報値をご報告申し上げますと、甲良町民の回答169件のうち、賛成、どちらかといえば賛成と、前向きに捉える意見が101件、59.8%と、反対、どちらかといえば反対の56件、33%を上回る結果となっております。さらに本町と彦根市の全体結果4,894件を見ましても、前向きに捉える意見が全体の65%と過半数を超える結果となりました。導入を検討しているご当地ナンバープレートは、ナンバープレートの滋賀の表示が、今後新たに取得される際には、漢字2文字の彦根となり、併せて図柄入りナンバーも選択できるようになるものです。

今後はこのアンケート結果をふまえ、彦根市とともに、県を経由して国土 交通大臣に導入申込みを3月に提出し、処々の手続を経て、順調に進めば令 和7年に交付開始となる見込みであります。

実施するとなれば、2年後の令和7年からで、そのときに、アンケートなんか知らんかった、いつアンケートしたのや、アンケートの回答数が少なかったやないか、彦根ナンバー限定で、何で滋賀ナンバーが選択できひんのやなどの意見は想定できますし、本日の議会全員協議会での議員のご意見は彦根市にもお伝えいたします。

ご当地ナンバー制度の導入は、滋賀県内の市町では初めての取組であり、 寄附制度もあるなど、甲良町にとって新たなチャレンジとなるものでありま す。この制度を契機として、彦根市とともに湖東圏域全体の盛り上げにつな がる取組に積極的に努めてまいりたいと、町長としての決意を申し上げてお きます。

結びに、今しばらく寒さが続きます。議員の皆様におかれましては、健康 にご留意いただきますよう念じまして、議会閉会の挨拶とさせていただきま す。

本日はありがとうございました。

**〇建部議長** これをもって、令和5年第3回甲良町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 3時38分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

旧甲良町議会議長 宮 寄 光 一

新甲良町議会議長建部孝夫

甲良町議会副議長 丸 山 恵 二

署名議員西澤伸明

署名議員小森正彦